

12・13世紀エノー地方の慣習法特許状

——開放耕地地域の場合——

齋藤 綱子

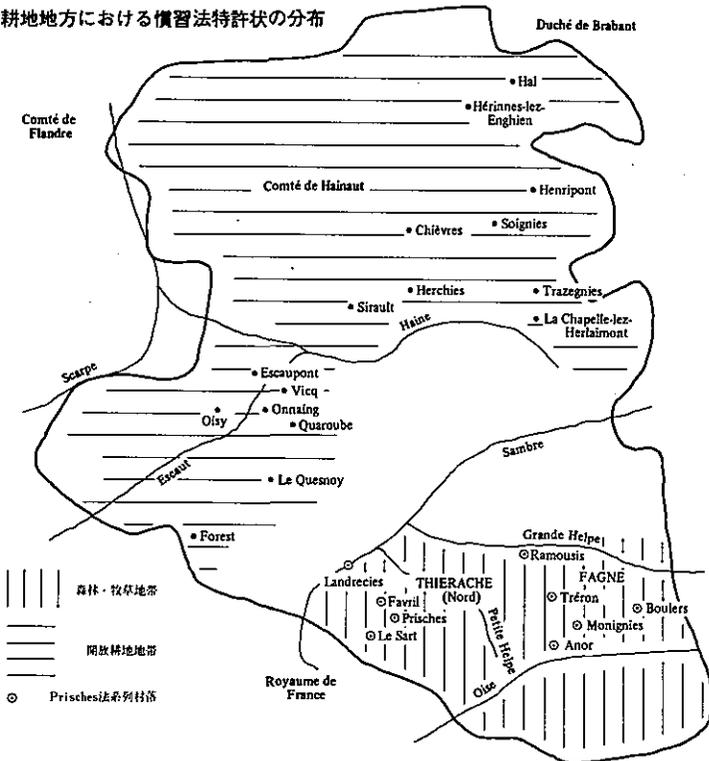
I はじめに

コミューン特許状又はコンシュラ特許状の対象領域を都市に求め、慣習法特許状(*charte de franchise, charte de coutume, charte-loi*)のそれを村落もしくは左程重要でない集落に限定する考えは、夙に批判されてきた。その中で J. Schneider は、制度史的にはコミューン特許状・コンシュラ特許状をも「慣習法特許状の特殊なカテゴリー」とし、これら二者の間隙に存在する、王又は領主が集落ないし人々に多様な権利を認めた特許状をも含めて、慣習法特許状と規定している。⁽¹⁾この規定は一見余りに緩やか過ぎるとも見えるが、コミューン都市・コンシュラ都市といった特別の呼称を与えられていない、しかも従来都市・農村のカテゴリーに分類されてこなかった集落をもそこに含みうる点で極めて興味深いものである。筆者が12世紀中葉から13世紀中葉、すなわち北西フランスで都市コミューン運動が著しく展開した時期のエノー(Hainaut)地方の慣習法特許状を取上げた理由については既に別稿で述べたが、⁽²⁾その目的は西欧中世社会において都市と農村が享受する「自由と自治」を分析することから、両者の相対的位置を再検討することにある。今日、H. Pirenne 以来都市と農村を明確な基準で区別し対立的に捉えてきたことへの批判から出発して、「都市と農村」関係の再検討が西欧中世都市史研究の重要な課題となっていることは周知の如くである。そこでは、都市・農村の親近性・連繋性が認識される一方、「都市」「農村」と呼ばれた集落においてすらも、都市的・農村的性格が多様な度合をもって混在していること

が指摘されている。このような研究動向を顧慮した場合、慣習法特許状が従来都市史・農村史両側から別個に重要な研究対象とされてきたこと自体、それを賦与された集落の属性が多くのニュアンスを含み且つ屢重層する性格を持っていたが故とも見られ、中世における都市と農村関係を考察することを許すものではないかと思われる。

G. Siveryによれば、⁽³⁾ エノー伯領はその農業的性格から次の三地域に区分することができる(地図参照)。すなわち〔I〕エノー南・南東部の森

開放耕地地方における慣習法特許状の分布



林・牧草地帯。ティエラーシュ Thiérache 北部及びファーニュ Fagne 地方がこれに当り、サンプル、大エルプ、小エルプの三河川に囲まれ、牧羊によって特色付けられる。〔II〕開放耕地地域 (région de champs

ouverts)。北部・南西部に広がる泥土質土壌地域で、開放耕地制による穀物栽培がなされている。〔Ⅲ〕混合地帯 (zone de transition)。前記二地域間、エノー中央部から Valenciennes に至る地域で、開放耕地と放牧地が混在する。ところでこのような農業景観による区分は慣習法特許状の出現時期による纏まりとほぼ一致している。特許状が早期に地域的拡がりを見せるのは〔Ⅰ〕の地域であり、Prisches 及びその系列法を持つ集落はここに含まれる。〔Ⅱ〕には、現存するエノー最古の特許状を持つ Soignies, Prisches 法伝播の最盛期に法を賦与された Le Quesnoy, Chièvres といった集落が含まれるものの、全体として〔Ⅰ〕の時期よりかなりの遅れをもって慣習法特許状が賦与されている。最後に伯領の中心部をなす〔Ⅲ〕の地域に慣習法特許状が出現するのは13世紀末以降であり、本稿の対象時期にはみられない。筆者は先述した都市と農村との関係についての考察の準備作業として、エノー地方の慣習法特許状を以上の地域毎に検討しているが、⁽⁴⁾本稿は〔Ⅰ〕の Prisches 法系列村落法に続いて開放耕地地域の慣習法特許状についての分析を試みるものである。

以下まずこの地域の慣習法特許状の概形に触れ、次いで特許状に現われる村民の賦課租関係条項を整理し、更に法の享受者の性格、村落管理組織について見ていくこととする。

Ⅱ 開放耕地地域の慣習法特許状の分析

1) 慣習法特許状の概形

筆者がここで取上げた13世紀中葉までの開放耕地地域の慣習法特許状は13であり、⁽⁵⁾その賦与年代及び起草の当事者は表に示した如くである。開放耕地地域の特許状の多くは〔Ⅰ〕のそれより遅れて12世紀末以降に出現し、Prisches 法に見られたような系列村落法は、Le Quesnoy の法が新村 (ville neuve) Forest の法⁽⁶⁾に伝えられているに留まる。これらの特許状を賦与された集落は文書中その殆んどが〈ville〉、〈vile〉、〈villa〉と呼ばれているが、この時期、少なくとも制度的に都市 (ville)

と村落 (village) の区別はつき難く⁽⁷⁾、これらの語をもって都市的ないし農村的とすることは難かしい。しかし、早期に慣習法特許状を賦与された Soignies, Le Quesnoy, Chièvres についても古くからの行政の中心でありいわば都市的集落と見られるものの⁽⁸⁾、これらが《bonnes villes》に列せられるのは、Le Quesnoy が 1365 年、他二者が 1385 年になってからであり⁽⁹⁾、当時「真の都市」(véritable ville) としては捉えられていなかったと思われる⁽¹⁰⁾。

別稿で触れた如く、慣習法特許状は通常、領主と村落共同体との「同意」によって、前者による後者への賦与ないし確認という形式をとり、双方を規制する「相互協定」(contrats bilatéraux) の性格を持つものであった。賦与者たる領主はその村落においてバン領主権を有し、対象領域全般に通用される法を賦与し得たのはその権限に基いてである⁽¹¹⁾。このような慣習法特許状の内容総体は、Soignies, Trazegnies では《libertas》、Le Quesnoy では《franquises et libertés, loi aussi et les coutumes》、Chièvres, Sirault では《loy》、La Chapelle-lez-Herlaimont では《frankise》と呼ばれ、その起草の理由は、村落民が従来持っていた諸権利が忘れられることによって、領主から侵犯され係争や不和を惹起することを避ける為であった⁽¹²⁾。起草時の具体的状況を語っているのは Herchies の場合で、領主 Wistasses が不正に根拠なく賦役を課していると村民が訴えたのに対し、Wistasses は『記録、新旧エシュヴァン (échevins) の証言、村の長老の証言で』特許状の内容を確認したとされている。換言すれば慣習法特許状は、黙契によって確認され領主と村落民の同意でもって一致した内容が成文化されたものであり、両者が今後守るべき規定を明確にしたものと言える。従って慣習法特許状の内容は、特権の単なる集積ではなく、今後『村の法』《loy de le ville》⁽¹³⁾、《lex ville》⁽¹⁴⁾ として確立され、《libertas》、《franchise》と呼ばれる法域たる村落を支配する規定として機能していくものであった。各特許状は、領主と村落民双方について、もしくは領主側のみについ

て法の遵守を義務付けており、これらの条項は上記の村落法としての有効性を実質的に保証していくこととなる。Trazegnies, Vicq・Escaupt では両者が全条項を守ることを誓約し、Onnaing・Quaroube では、教会参事会が両村の人々に法を保証しその家臣の法遵守を指導する一方、エシュヴァンと村落民は教会参事会が要請する毎に、教会参事会やその所属者・財産及びバイイ (bailli) 等に保証を与えねばならず、村落民の法遵守はバイイによって指導されている。しかし全般的には領主による法の厳守に力点が置かれている。Soignies では村落民の自由の享受を、Baudouin IV は彼の『貴族』〈principis〉と共に聖 Vincent の身体に手をおいて確認し、Cambrai 司教 Nicolas de Chièvres は法の侵犯者に破門を課すことを約している。Le Quesnoy では法の内容の保持が『余 (伯) の権威と主権』〈de nostro auctoritet et souverainet〉によって命じられ、家臣に法の侵犯を禁じており、Hérinnes-lez-Enghien では Enghien の領主自身がその親族・家臣と共に法の遵守を約した上に、土地領主たるエノー伯とその妻が自由を確認し、Sirault でも伯が保証を与えている。更に La Chapelle-lez-Herlaimont では領主又は領主の役人の自由違反は40日以内に賠償されねばならないとされている。

ところでこれらの法は村落の慣行の全てを網羅しているわけではない。むしろ、例えば Herchies の特許状が賦役についてのみ規定しているように、当面の問題に限定されている場合が多い。この点について、Soignies では『本状に規定されていない件が生じた場合には国の共通の法に拠るべし ad communem legem patrie recurratur』、Trazegnies では『国の法とエシュヴァンの判断による』、Onnaing・Quaroube でも『国の法に拠って取扱うべし。但し、教会参事会は忠実に意見を求め、必要に応じて調査をなすべし』とされている。更に個別の件についても、Onnaing・Quaroube では被害者と加害者の親族間の休戦 (trêve) や、バイイによる罰金判決の該当条項がない場合も『国の法』によるとされている。少なくともこの時期「国の共通法」(lex

開放耕地地方の慣習法特許状

年代	集落	起草者	当事者	
			領主	村落共同体(注文・主要条項中の呼称)
1142	Soignies	Baudouin IV (comte de Hainaut)	Chapitre St. Vincent	burgenses ville
v.1180	Le Quesnoy	Baudouin VI (comte de Hainaut)	同左	boines gens de ville bourgeois masuwiers
1194	Chièvres	Nicholas de Rumigny Rasse de Gavre (sires de Chièvres)	同左	hommes de le vile borjois
1211	Hérinnes-lez- Enghien	Engelbert d'Enghien (sires d'Enghien)	同左	omnes homines in territorio de Herinez commorantes
1216	Oisy	Jehan (seigneur d'Oisy)	同左	habitants borjois
1220	Trazegnies	Oston de Trazegnies (seigneur de Trazegnies)	同左	homines ville burgenses
1222	La Chapelle- lez-Herlaimont	Oston de Trazegnies (seigneur de Trazegnies)	同左	hommes
1225	Herchies	Wistasses (sires de Lens-en-Brabant)	同左	gens de me ville de Herchiez manans ou tenants en le paroche et en le poeste de Herchiez
1225	Hal	Jeanne (comtesse de Flandre)	同左	luden (男女農奴 その他の住民 来住者)
1228	Henripont	Jehans (sires d'Henripont)	同左	bourgeois homes de la ville
1238	Vicq Escalaupont	Gilles (sires de Vicq)	同左	tenaules et manants
1242-3	Sirault	Abbaye de St. Amand	同左	céau de le vile
1247	Onnaing Quaroube	Chapitre Notre-Dame de Cambrai	同左	hommes manans

communis patriae)) の主要な法源は依然慣習法の状態にあり、⁴⁸⁾ 成文化された慣習法特許状もエノー全域に通用する従来の慣行に補完されていたと言えよう。

2) 慣習法特許状におけるブルジョアの特権

後述する如く、慣習法特許状の条項から何らかの利を引出している村落関係者には多様な層が含まれ、その享受する特権も一様ではない。しかし慣習法特許状が主要な対象としたのは「相互規制協定」を領主と結んだ当事者（一般に《burgenses》と呼ばれる）であり、彼らが領主に負う賦課・義務が当然特許状の中心をなしている。各特許状が含む関係条項は表に示した如きであるが、以下これらについて若干の説明を付しておこう。

通常領主制と深く結びつけられて慣習法特許状の対象として論ぜられているのは、タイユ、マンモルト、フォルマリアージュ、パナリテ、不動産譲渡税等であり、これらは特許状賦与の時期以前には基本的には領主の恣意的 (*à volonté, arbitraire*) 賦課であったとみられるものである。⁴⁹⁾ 開放耕地地域に於ても賦課の程度は各集落毎に一様ではないが、この地方で村落民の利益と関わる変化をより顕著に示しているのは、通常農民にとって最も負担が大きいとされるタイユとマンモルトである。タイユについては、La Chapelle-lez-Herlaimont と Hérinnes-lez-Enghien でのみ免除されており、Chièvres で 92 リーブル、Vicq・Escaupont で 35 リーブル、Onnaing・Quaroube で 100 リーブルと全体額が固定されている。特に Vicq・Escaupont ではタイユの徴収方法について 12 条にわたって詳細に示され、⁴⁹⁾ 不払いの際の罰金規定を含めて、住民の賦課の軽減というよりもタイユの確保といった印象が強い。更にこのような「通常タイユ」(*taille ordinaire*) に加えて、Chièvres, Le Quesnoy, Oisy, Trazegnies, Henripont, Vicq・Escaupont では、領主の釈放・息子の騎士叙階・娘の結婚等についての「臨時タイユ」(*taille extraordinaire*) が課されている。マンモルトについては、Hérinnes-

開放耕地地方慣習法特許状における主要賦課租

村名 課税用	Soimies	Le Quermy	Châtres	Hérinnes-lez-Enghien	Ony	Traspiques	Chapelle-lez-Herlainmont	Illul	Hierchies	Hierfont	Vieu Eschapont	Sirault	Oening-Quatrebois
クワイユ			○ (92 h.)	規 止			規 止				○ (33 h.)	○	○ (100 h.)
臨時村クワイユ		○	—m.c.	規 止	○			—m.c.		○	○		
マンモネト			—m.c.	規 止									規 止
フェルブリアージュ			規 止										
パナリネ		○ (F.M.)				○ (F.)							○ (M) (規定)
賦税分册		○			○			○	○	○	○		
人 賦 税	○ (2 s.)			○ (2 s.)		○ (12 d.)	○	○ (24, 66 d.)		○			
不動産課税		○ (2 s.)											
開放耕地代		○			○								
耕地代		○		○ (2 s.)	○ (18 s.)					○ (12 d. 10 s.)	○		
田 賦 税	○	○	○		○	○				○	○		○
草 賦 税		○	○		○	○	○			免 税	○		○
通 計 税						○	○				○		○
車 輛 税		○				○					○		○
ブドウ酒販売税		○	○			○					○		○
人 村 税		○	○										○ (12 d.)
權 村 税		○	○					○ (12 d.)					○ (12 d.)
規定外賦課税	○												○

凡 例 ○：課税されている場合

—m.c.：マンモネトがmeilleur-catelに転化している場合

F：four M：moulin

lez-Enghien, Onnaing・Quaroubeで廃止されているが、この地域全体からすると、廃止よりも、動産の最良部分を税として支払う droit du meilleur catelへと転化する傾向を示し、La Chapelle-lez-Herlaimontでは『死者の家にある最良の衣服』を徴する旨が明記されている。Le Quesnoy, Trazegniesではマンモルトの規定は存在しないが、ブルジョアの夫婦間の相続税をマンモルトの緩い形と考えることができよう。一方フォルマリアージュ、バナリテ、譲渡税についての条項は、この地方ではそれ程多くはない。フォルマリアージュの廃止はChièvresで『村の法の下にあるブルジョアは許可なくして望むところで結婚し得る』(7条)とされているのみで、全体としては存続している、バナリテも、Onnaing・Quaroubeで水車について廃止され、Le Quesnoy, Trazegnies, Onnaing・Quaroubeでパン焼窯について定額化されているに留まる。

特許状の多くが触れているのは賦役労働(corvée)と軍役である。賦役労働はLa Chapelle-lez-Herlaimontで廃止されている以外殆んど集落で存続していたと見られるが、特許状ではその課税対象・回数・期間が固定化されているものの、領主の従来の権利の確認といった性格を示している¹⁹。更に軍役となると、回数・期間・範囲について一切触れておらず²⁰、Onnaing・Quaroubeでは従来通りの軍役負担が明記され、軍役拒否の際の詳細な罰則規定がそれに続いているように、これも又村落民の負担を固定するよりも旧来の関係の保持を意図していると思われる。

恣意的賦課の排除という慣習法特許状の性格を端的に表現しているとされるのは「規定外のあらゆる賦課の免除」の条項であるが、このような規定はSoignies, Vicq・Escaupont, La Chapelle-lez-Herlaimont, Halで見られる²¹。いずれの場合にも具体的内容は示されていないが、タイユ、マンモルト、フォルマリアージュといった主要な賦課は当事者の念頭におかれていたと見られ、字義通り免除の対象となった可能性は強い²²。しかし、

Vicq・Escaupont, Hal についてみると、領主の主要な権根を十分に確認した上での規定にしかすぎず、相対的にその効果は限定されていたと思われる。

3) 慣習法特許状の享受者

慣習法特許状の享受者について、L. Verriest は農奴解放特許状 (charte d'affranchissement) とするそれまでの通説を退け、自由身分の土地保有者 (tenanciers libres) である世帯主 (chef d'hôtel) と考えている。⁹⁹ それに対し最近 J. Nazet はそのような土地保有者に限定することを批判し、多くの特許状が農奴にも好意的である点を強調し、その享受者は農奴を含む全村落民とすべきと主張している。¹⁰⁰ この Nazet の意見は Verriest 説と対立するよりも補完するものであり、ここでは文書起草の当事者であり、特権享受の核となった層、Verriest の語を借用すれば、「真のブルジョア」と、多様なニュアンスを持つ諸条項によって何らかの形でその特権に浴する層が問題となろう。

J. Gilissen によれば、14世紀に於る都市ないし農村には大別して1) ブルジョア、2) 非ブルジョア居住民 (manants), 3) 都市 (村落) 外居留ブルジョア (bourgeois forains), 4) 都市 (村落) 外者 (étrangers, forains) の4社会層が存在した。¹⁰¹ 本稿が対象とする慣習法特許状に現われる人々も、各々の法的身分は未だ十分に確立していないとしても、ほぼこのように分類される。

まず「協定」を領主と結んだ主体は、文書の前文中 (burgenses ville) 又は (borjois) (Soignies, Chièvres), (boines gens de ville) (Le Quesnoy), (homines) 又は (hommes) (Trazegnies, La Chapelle-les-Herlaimont, Hal, Henripont), (céau de le ville) (Sirault), (habitants) (Oisy), (manans) 又は (hommes manens) (Onnaing・Quaroube), (gens de me ville) (Herchies), (tenaules et manants) (Vicq・Escaupont), より具体的には Hérinnes-lez-Enghien で (omnes homines mei in territoria de Herinez commorantes)

と呼ばれている。これらの層は条項中では屢ブルジョア(《burgenses》, 《borjois》)の語を当てられ、前章で述べた特権を完全に享受するものであるが、その社会的身分については、この地方でも生来自由身分の土地保有者とすることができよう。すなわち、Le Quesnoyでは『土地保有者たるブルジョア』《bourgoix masuwier》の語が主要な条項に頻出し、32人のジュレ中16人の貴族を除いて他の16人は『都市内に不動産を持つブルジョア』であり、Hérinnes-lez-Enghienの場合『アヴェエの管轄区に属する土地を持つ人々』やOisyの『完全な屋敷地 metz enthier を保有する者』も上記の層であったと考えられる。ここで付言しておく、ブルジョアの基幹をなした村落民は土地保有者と考えられるが、一方で土地を保有しない村内居住の『手労働者』《manoperarii》, 《manouvriers》(Hérinnes-lez-Enghien, Trazegnies, La Chapelle-lez-Herlaimont, Herchies), 《sourhoste》(Oisy, Vicq・Escarpoint)が見られる。彼らは通常、土地保有者たるブルジョアよりは軽い賦課を負い、ブルジョアの資格取得の為に一定額を支払うことにより同一の特権を享受している。

ブルジョアには、上述の本来その集落に属し生来《burgenses》の資格を持つ者に加えて、外来者(《extraneus》, 《forenses》)がブルジョアの資格を得る場合が存在するが、特許状にその資格取得条件が示されるのは後者の場合である。これらの条件は集落毎に異なるが、多くの特許状は、一定の条件を満し排除の規定に抵触しない限り来住したいかなる者にも『自由』の享受を認めている。Soigniesでは『誰にてあれ、Soigniesの自有地の自由の領域に住みに来た者は、農奴を除いて、あらゆる不当な誅求から免除され自由たるべし』、Trazegniesでは『居住することを欲するいかなる者にも村の自由は法(の享受)を拒否しない』とされ、La Chapelle-lez-Herlaimontでも同様の条項が見られる。すなわち一般的必要条件として「居住」が要求されている。逆に村落によっては居住者がブルジョアたることを強制されている場合があつて、Oisyでは

屋敷地の保有者はブルジョアと見なされ、Trazegnies では外来者が一年以内にブルジョアとならない場合領主は罰金を課し、土地保有者でありながら屋敷地を持たない場合法の享受を拒否されている。又Henripontでもブルジョアとなった者は満一年以内に屋敷を入手しなければならず、その居住を確実なものとするのが求められたと見られる。換言すれば原則として居住者たることが要求され、その上で『自由とブルジョア資格』《franquise et bourgeois》(Le Quesnoy)を取得しなければならないわけである。外来者がブルジョアとなる為の具体的手続についての条項は少ないが、Vicq・Escaupont, Chièvres では入村税(droit d'entrée)を支払い、Chièvres, Trazegnies, Onnaing・Quaroube では誓約をなしている。

一方ブルジョアでありながら上記の「居住」の条件に規定されない村外居住ブルジョア(bourgeois forains)が一部に見られた。村外居住ブルジョアの実態がエノーで明らかになるのは14世紀半以降であり、²⁹本稿が取扱う慣習法特許状中14世紀半の訳であるLe Quesnoyの特許状にのみ、《bourgeois forains》の語が登場している。しかし、例えばChièvresでは『保有地を持つ者には村外に居住しようとする村内に居住しようとする、村の共同の意見によってその保有地にタイユを課す』とされ、Oisyでも村内に家屋を所有ししかも他所に居住しているブルジョアに対して、村内居住のブルジョア以上のタイユを徴収しないことが規定されているように、実際には村外居住ブルジョアに繋がる層がこれら村落にいたと推定される。彼らはHérinnes-lez-Enghienにおけるようにブルジョアと同一特権を享受する場合もあるが、多くの場合本来の領主の裁判権にも束縛され、村落内での判決の内容は屢在住のブルジョアよりも重く(Soignies, Oisy), 又La Chapelle-lez-Herlaimontで『この土地に住んでいない外来者は土地の売却以外はこの自由を濫用せざるべし』とされているように享受する特権も制限されていたとみられる。³⁰又これら外来者の犯行に対しては、ブルジョアは相互援助義務を負って

いる (Soignies, etc)。

ところで特許状によっては、次のような者を特権の対象から排除し又は条件を付してのみその享受を認めている。Soignies では前述第1条で『農奴』〈servus〉は特権の享受から完全に除外され、『無法者』〈aleatores leccatores〉、聖職者及び騎士の『従者』〈servientes〉も都市法の対象とはされていない。²⁷又『聖人衆』〈quibuslibet sanctis subditi fuerint〉は、聖人に負うべきマンモルト、フォルマリアージュ、タイユを支払うことで自由を享受するとされている。²⁸ Hérinnes -lez - Enghien では特許状の主要な内容であるマンモルトとタイユの免除から農奴が排除され、Oisy では殺人・裏切の罪を免れようとして来村した者や、同領主所領内の自由を賦与されていない村落から許可なく来住した者は受入れられず、Onnaing・Quaroube ではエノー伯の農奴が、Henripont でもエノー伯・ブラバン公のブルジョアは除外されている。この中で特に問題となるのは領主の所領内他村落又は上級領主所領からの移住者と、農奴であろう。前者については、Prisches 法系列村落に関して触れたように、当時の人口の流動的状況の中にあつて、領主は離村の自由を認める一方、自領の人口の固定化と他領からの住民の誘致を常に配慮せざるを得なかった。離村の自由は Soignies, Chièvres, Le Quesnoy, Trazegnies, Hal, Henripont で明記されており、上記の禁止はおそらく殆んど村落で存在した可能性が強い。他方後者については、確かに Soignies, Hérinnes では排除され、Chièvres でも、マンモルト、フォルマリアージュが存続しているものの、多くの特許状ではむしろ条件を付されながらその自由を認められている。

まず Hal では『領民』〈luden〉すなわち『男女の農奴』〈Knapen ende maerten〉と『他の住民と来住者』とされて、協定の当事者となっており、更に Trazegnies では『領主に属する農奴身分の者は一生村の自由を享受する。離村に際しては、領主はその動産の半分を取得する』とされている。又他領主の農奴についても同村ではその領主の追求なしに満

一年居住すれば以前の領主の農奴身分から自由となるとされ、La Chapelle-lez-Herlaimont, Henripontでも同様の規定が見られる。以上から見ると、農奴は集落によっては排除され、ブルジョアと区別されて一定の制限を付されてはいても、慣習法特許状の重要な対象者であったと考えられる。

ところで、Prisches法の系列法では村外から往来する商人に対して商業上の特権を認めていた。開放耕地地方の特許状では商業・流通関係の条項は比較的少ないが、Soigniesで市に到来した『外来者』(extraneus)が死亡した際その財産は相続人に返却する為に満一年間保管され「外国人財産没収」(droit d'aubaine)から免れ、⁸⁸ Le Quesnoyでは市への往来の自由が、Trazegniesでは流通税が定額化されていることを付言しておく。

4) 慣習法特許状と村落管理

開放耕地地域の慣習法特許状は、基本的賦課の固定化、身分・出身地を超えた村落関係への自由の普及といった当時の趨勢に対応してはいるものの、Prischesのそれと比較して見ると、そこには既存の領主・村落民関係の維持が強く押出されている。先述した如くこれらの領主はその対象村落のバン領主であり、慣習法特許状はまさにこのバン領主権の規制を志向したものであった。そこで最後に、(libertas) 全域にわたる基本的法として成文化された慣習法が、旧来の領主の支配組織と村落共同体の発展の中で、いかなる機構をもって実行されたのかを見ておく。

慣習法特許状には村落管理に携わる様々な名称の役職が出現するが、⁸⁹ 同一名称者が同一機能を果しているわけではなく、又各役職毎の機能も屢交錯しているが故に、それらを一概に領主制的ないし共同体的と規定してしまうことは困難であろう。しかし敢えて分類するとすれば、領主の権利を確保することにその任務の比重が強いものと、共同体の利害と密接な関係を持ち結果的に共同体を代表するものに分けられる。

まず前者について見ると、各村落にはプレヴォ (prévôt), パイイ, メ

ール (maire), 又は『領主の役人』《serjans au seigneur》といった役人が置かれ、領主の裁判の主宰 (Soignies, Le Quesnoy), 治安 (Chièvres), 賦役・軍役への村民の召喚・引率 (Le Quesnoy, Oisy, Onnaing・Quaroube), タイユの徴収 (Oisy), 城塞構築 (Trazegnies, Henripont), 森林の管理・水車の警備 (Oisy), 流通税の徴収 (Onnaing・Quaroube) 等に当たっている。又 Le Quesnoy では外部の領主や騎士に対して伯の代理としてブルジョアの保護の義務を負っている。彼らへの危害は領主によって罰せられているが (Chièvres), 一方で村民の権利の侵犯を禁じられていた。Oisy ではバイイ, プレヴォ, 『領主の役人』は領主と村民の権利を全力で守ることを誓約せねばならず, Le Quesnoy では森林バイイ (bailli de bois) は就任に際して4人の『平和のジュレ』《jurés de le paix》の前で誓約をなしており, Trazegnies でもメールや領主の《famulus》によるブルジョアへの非行は村の法と領主の命によって罰せられている。

一方ブルジョアの権利や裁判の保証に当たっているのは通常エシュヴァンとジュレである。彼らはTrazegnies, La Chapelle-lez-Herlaimont, Onnaing・Quaroubeでは領主によって任命され, Oisyではエシュヴァンの適・不適についてバイイとプレヴォが判断を下している。選出基盤について見ると, Soignies では両者ともブルジョアの中から⁹¹ Le Quesnoy のジュレは32人中16人がプレヴォーテ (prévôté) 内に土地を持つ騎士, 16人が都市内に世襲地を持つブルジョアから出ている。又 Henripont でもブルジョアの平和享受の条件たるラントをエシュヴァンに対して免除することを規定しており, Onnaing・Quaroube でも『エシュヴァンと人々』が領主及びその役人と対置されているように, ブルジョアから選出されたと見られる。

このようにエシュヴァン・ジュレはブルジョアの中から, 領主によってもしくはその意向を受けて任命された役人であり, その結果一方で領主に対して村民の利益を守りながら, 他方領主の村落管理に強く組込ま

れるという二重の機能を持つものであった。すなわち共同体側にたつては、領主の役人の裁判を監視しブルジョアへの判決に意見と同意を与え (Trazegnies), 裁判不履行の際に代行し (Le Quesnoy, Onnaing・Quaroube), 又領主の債務による市民の損害 (Trazegnies) について仲介役になっている。更に村内での領主の下級役人の任命・廃任に関与し (Chièvres), 前述の如く領主の役人による法遵守の誓約も彼らの前でなされていた。他方、彼らはバイイ、プレヴォ等の役人と共に領主の為に、『ブドウ酒税』《afforage》徴収 (Le Quesnoy, Onnaing・Quaroube), 城塞の構築 (Trazegnies, Henripont), 水車や森林の管理・警備 (Trazegnies) の義務を負っている。以上のようにエシュヴァン・ジュレは領主の管理機構の末端に組込まれながら村落共同体の唯一の代表機関として機能し、共同体・領主の関係の調整的機能を果していたと考えられる。ところで Prisches 法系の Landrecies 法で見られたような純粋にブルジョア側の利益のみを代表するグループは Henripont でしか見られない。ここでは30人のブルジョアが『村の全体的同意』《dou commun conseil de le dite ville》で選出され、領主の非行を牽制する役を果している。被害者は非行についてこの30人に訴え、彼らは領主に賠償を要求し、領主が従わないならば30人は上級領主たる Enghien の領主に訴え、彼が応じない場合には離村し賠償完済まで帰村しないとされている。

Ⅲ 結びにかえて

以上開放耕地地域の慣習法特許状を見てきたが、今後の研究方向を模索する為に、隣接地方の都市コミューン法に比してもその自由の程度が高いとされる³³ Prisches 系村落法と比較しつつ、その特質を整理しておくこととする。

まず村落民の特権について、慣習法特許状の目的が領主の恣意的誅求の排除・規制にあった点は Prisches のそれと変りはない。しかしその内容に関してみると、マンモルトとタイユは Prisches の系列法では廃

止されていたのに対し、タイユは Hérinnes-lez-Engnien, La Chapelle-lez-Herlaimont を除くと、三集落で定額化がなされているに過ぎず、しかも臨時的タイユが多く集落で規定されており、マンモルトも廃止よりは meilleur catel への転化で軽減されるに留まっている。又同様に Prisches で廃止されていたバナリテ、不動産譲渡税も保持されていたと見られ、賦役労働・軍役となるとむしろ領主の権利の確認・確保といった性格を強く示していた。

これらの法の享受者が身分・出身地域を超えた広い範囲に亘っている点も Prisches のそれと顕著な相違はない。確かに Soignies, Chièvres 等の初期の慣習法特許状では、農奴・聖人衆が法の対象から排除され又は特権の享受を厳しく制限されて閉鎖的性格を見せていたが、多くの特許状では彼らは重要な特権享受者として現われ、又村外者の入村も極めて容易であった。むしろここでは Prisches 法に比して弱い自由に基づく基礎をおいた上でこのような村落関係者間に均等性が保証されている点が指摘されねばならないであろう。

様々な層を含みながら共同体としての統一を持つこれらの村落は、プレヴォ・バイイ等の「純」領主制的役人と、エシュヴァン・ジュレといった共同体の代表的性格を具備した役人のいわば二層の機構によって管理されていた。この時期エシュヴァン・ジュレが領主制的機構の末端に位置付けられながら、共同体側の組織として領主の利害と相対する性格を示していた点は Prisches のそれでも見られた。しかしこの地域では、両方の役人の職務の相互監視が規定されてはいるものの、領主の代理としてのプレヴォ・バイイの権限が強く、共同体独自の自治的機構を認めるよりも、共同体側の動きを既存の領主制的管理機構に組み込み固定させる面を志向していたと見られる。

慣習法特許状が領主・村落民の双方を規制する協定であり、双務関係によって両者の利益の実現を目指すものであるとするならば、従来の慣行が成文化された慣習法へと移行する過程の先進性・後進性、そしてそ

ここに表現される自由の大小の基底には、領主制の確立と村落共同体の成長の度合が強く作用していよう。全般的に見ればこの地域では、既存の領主・村落民関係が堅持されており、従来の状況の変革に抵抗し自らの権限確保の手段として慣習法特許状を利用せんとする領主の姿勢が顕著に現われていた。一方共同体側から見ると、外来者に対する相互扶助義務等に見られるように《libertas》全域の共同体的団結については觀念されながらも、領主と拮抗するような勢力には成長しておらず、上述の領主の恣意の制限や外部者に対して領主の保護を受けることと引換に、領主の特権を確実に保証する形態をとっていた。G. Siveryはこの地方における領主支配の強固さを共同輪作 (assolement collectif) との関連で捉えている⁶³が、おそらくはそのような経済的基盤における、バン領主層の執拗な抵抗と村落共同体の緩慢な発展の絡み合いが、この地方の慣習法特許状の内容として表現されたと言えよう。本論の展開はその史料を慣習法特許状に限定されており、領主層及び村落共同体を取巻く他の要素には触れるに至っていない。しかし、《lex ville》を補完するような多様な法文書が両者の関係を調整していたと見られるのであり⁶⁴、これらの史料を利用することで、慣習法特許状賦与時の各地域毎の領主支配の形態を究明することが、次の課題となるであろう。そして、それらを都市の「自由と自治」の在り方と比較検討することの中に、中世社会における都市と農村の関係を鮮明化する為の一つの糸口があるのではないかと思われる。

注

- (1) J. Scheneider, *Les origines des chartes de franchises dans le Royaume de France (XI^e-XII^e siècles)*, dans *Les Libertés urbaines et rurales du XI^e au XIV^e siècles. Colloque international, Spa, 5-8. IX, 1966, Bruxelles, 1968, pp. 29-50.*
- (2) 拙稿「12・13世紀エノー地方の慣習法特許状 — Prisches の法を中心に —」(『史潮』11号, 1982年)

- (3) G. Sivery, *Structures agraires et vie rurale dans le Hainaut à la fin du Moyen Age*, 2 vol, Lille, 1977-8, t. 1, pp. 80-89.
- (4) エノー地方を対象とした理由については前掲拙稿第一章を参照。
- (5) Soignies: A. Wauters, *De l'origines et des premiers développements des libertés communales en Belgique, Preuves*, Bruxelles, 1869, Imp. Anas. Bruxelles, 1968, pp. 17-22; J. Nazet, L' apparition des chartes-lois dans le comté de Hainaut: Soignies(1142), *Annales archéologique et folklorique de la Louvière et du Centre*, 1968, pp. 85-105. Le Quesnoy: A. Wauters, *op. cit.*, pp. 34-40. Chièvres: M. A. Arnould, Le plus ancien acte en langue d'oïl: la charte-loi de Chièvres (1194), *Hommages au Prof. P. Bonenfant*, Bruxelles, 1965, pp. 113-118. Hérinnes-lez-Engnien: L. Verriest, Les chartes-lois de la seigneurie d'Hérinnes-lez-Engnien, *Annales du Cercle archéologique d'Engnien*, t. III, 1908, pp. 7-8. Oisy: A. de Cardevacque, Oisy et ses seigneurs, *Mémoires de la Société d'émulation de Cambrai*, 1881, pp. 148-164. Trazegnies: A. Wauters, *op. cit.*, pp. 76-82. La Chapelle-lez-Herlaimont: A. Wauters, *op. cit.*, pp. 85-89. Hal: *ibid.*, pp. 93-94. Herchies: R. Dubois, Textes relatifs aux échevinages de la seigneurie de Lens-sur-Dendre, *Revue historique du droit français et étranger*, 1925, pp. 106-108. Henripont: E. Bottemanne, La charte-loi d'Henripont de 1228, *Annales du Cercle archéologique du canton de Soignies*, 1931, pp. 16-18. Vicq-Escaupont: L. Verriest, Trois chartes-lois inédites, *Bulletin de la Commission royale d'Histoire*, 1909, pp. 8-16. Sirault: A. Wauters, *op. cit.*, pp. 153-155. Onnaing-Quaroube: L. Devillers, *Monuments pour servir à l'histoire des Provinces de Namur et de Luxembourg*, t.1, 1844, pp. 345-352.
- (6) Ch. Duvivier, *Actes et documents anciens intéressant la Belgique*, Bruxelles, 1898, pp. 97-100.
- (7) J. Gilissen, Les villes en Belgique. *Histoire des institutions administratives et judiciaires des villes belges*, dans *La Ville (Recueils de la Société Jean Bodin)*, t.1, Bruxelles, 1954, p. 539.
- (8) J. Nazet, La transformation d'abbaye en chapitre à la fin de l'époque carolingienne: le cas de St. Vincent de Soignies, *Revue du Nord*, t. 49, 1967, pp. 257-280; L. A. J. Petit, Histoire de la ville de Chièvres, *Annales de l'Académie de l'archéologie de Belgique*, t. XXXVI, 1880, pp. 120-121; M. Bruwier, *Le domaine des comtes de Hainaut du X^e au XIII^e siècle*, dans *Le gouvernement des principautés au Moyen Age*, Bruxelles, 1970, pp. 491-509.
- (9) M. A. Arnould, *Les dénombrements de foyers dans le comté de Hainaut. (XIV-XVI siècles)*, Bruxelles, 1956, p. 209.

- (10) J. Nazet, A propos de la distinction échevins-jurés. Les institutions de Soignies aux XII^e et XIII^e siècles, dans *Contribution à l'histoire économique et sociale*, t.V, pp.12-13; Id., L'apparition., pp.12-13.
- (11) 森本芳樹「慣習法特許状に関する基礎的考察—12・13世紀エノー伯領の場合—」(高橋・古島編『近代化の経済的基礎』1968年, 53-75頁)
- (12) 例えば Trazegnies では「余は忘却を避けるべく, Trazegnies の自由を, 余とこの村の人々との同意でもって, 又分別を持ち高貴なる人々の忠告を加えて, 文書に記す」とされている。
- (13) La Chapelle-lez-Herlaimont, Henripont, Vicq·Escaupont, Sirault.
- (14) Trazegnies.
- (15) J. Nazet, L'apparition., p.114.
- (16) L. Verriest, *Le servage dans le comté de Hainaut. Les sainteur-La meilleur catel*, Mons, 1908, pp.32-5.
- (17) タイユの徴収はまず「採草地及び耕地」(taillaures près et tières) (6,7 条) から, 残額は「屋敷地」(courtils et mesure) (8条) からなされ, 更に不足分は世帯の家具に課せられている (11条)。
- (18) 例えば Vicq·Escaupont では「所領内に屋敷地を持つ者 tenaules はいかなる職業であろうと, 年に三回の草刈以外の賦役を行なわれねばならず」(19条), しかもこの賦役は「8月を除いて, 領主が欲する時にいつでも行う」(20条) ことを要求され, 村外でも課されている (22条)。
- (19) Soignies についてのみ「伯領内に限り」とされている。
- (20) 例えば Soignies の25条では「主の降誕の日に彼らは2ソリディを支払うべし。それによってその他全ての税から自由たるべし a cunctis aliis redditibus liberi maneant」とされている。
- (21) J. Nazet は Soignies についてマンモルト, フォルマリアージュ, タイユが免除されたと考えている。(J. Nazet, *op. cit.*, p.108)
- (22) L. Verriest, A qui ont bénéficié les chartes-lois du Moyen Age, *Revue d'histoire du droit français et étranger*, t.V, 1924, pp. 432-444.
- (23) J. Nazet, La condition des serfs dans les chartes-lois du comté de Hainaut (XII^e-XIV^es.), *Contribution à l'histoire économique et sociale*, t.4, Bruxelles, 1972, pp.83-103.
- (24) J. Gilissen, Le statut des étrangers en Belgique du XIII^e au XX^es, dans *L'étranger (Recueil de la Société Jean Bodin)* 2^{ème} partie, Bruxelles, 1918, p.237.
- (25) M. Bruwier, La bourgeoisie foraine en Hainaut au Moyen Age, *Revue belge de philologie et d'histoire*, 1955, pp.900-920; L. Verriest, La (bourgeoisie foraine) à Ath, *Annales du cercle royale archéologique*, t. XXVI, 1940, pp.207-302.
- (26) bourgeois forains の法的身分が明確に規定された時期には, その証言能力,

財産取得、共同体の役職就任等について禁止事項が見られるが、この時期の慣習法特許状には記されていない。

- ②7 在住の聖職者・騎士は、村の法の諾否をその判断に委ねられている。
- ②8 Chièvres では「聖人衆」(cels de chiesedé) は他のブルジョアと同様の権限を持っている。
- ②9 J. Nazet; *L'apparition.*, p. 105.
- ③0 Hérimnes-lez-Enghien, Hal では見られない。
- ③1 J. Nazet, *op. cit.*, p. 108.
- ③2 前掲拙稿第四章参照。
- ③3 G. Sivery, *op. cit.*, pp. 169-253.
- ③4 エノ一地方で、両者の関係について極めて重要な史料として、「アヴェ職規定」(réglement d'avouérie)、「メール職規定」(réglement de mairie) があげられる。

〔付記〕本稿は昭和56年度科学研究費補助金（研究課題「中世ベルギーにおける都市と農村」）の研究成果の一部である。

THE *CHARTRE DE FRANCHISE* OF
THE TWELFTH AND THIRTEENTH CENTURIES
IN HAINAUT

— A Case of the Region of Open-Field —

« Summary »

Keiko Saito

Recently, re-examination of relationship between town and countryside has come to be considered an important subject for studies of medieval towns, and in doing this, much attention is being paid to the *charte de franchise* (*charte-loi*, *charte de coutume*) as useful material for this problem. These *chartes* have been investigated by historians of town and of countryside both, but separately. By analyzing the *libertas et consuetudines* which towns and villages of Hainaut were given, this paper aims at inquiring into reciprocal relationship between town and countryside as well as the positions they held in the feudal society. Having just published another article concerning the laws of Prisches (1158) and its filial villages, I propose to take up this time the laws of the region of open-field in Hainaut.

In this work, the following points are examined: 1) the character of these *chartes de franchise* as *contrat bilatéral*, and as means of assuring rights of the village lord and the inhabitants both; 2) privileges of *burgenses*; 3) those that enjoyed these *chartes de franchise*; 4) changes in village administration and in the relationship between lord and rural community after these *chartes* have been vested.

Compared to the law of Prisches which is regarded as very liberal, we can point out the following features as regards *chartes de franchise* of this region: the existing relationship between lord and rural community was kept strongly, and the lord showed an attitude of resistance

toward changes in former situation while trying to take advantage of the *charte de franchise* to assure his rights; on the other hand, rural community had not yet grown up into a force strong enough to stand against the lord, and as a result, the inhabitants ended up in guaranteeing the rights of the lord in turn for restricting his arbitrary demand and having his protection.